

認可外保育施設指導監督基準について

～施設型・企業主導型向け～

資料は以下二次元コードからダウンロードできます。

「認可外保育施設を開設されている方へ（開設をお考えの方へ）」



令和6年3月 横浜市こども青少年局

保育・教育運営課

目次

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 第5 保育内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿類

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格①（必要保育従事者数）

1(1) 定員6人以上の施設

0歳児 子ども3人:職員1人

1,2歳児 子ども6人:職員1人

3歳児 子ども20人:職員1人

4,5歳児 子ども30人:職員1人

ただし、2人を下回ってはならないこと(=常時複数配置)。

令和6年4月以降、4、5歳児の配置基準の改正が予定されています。最新の基準は、別途HPに掲載される「認可外保育施設指導監督基準」を参照してください。

※定員6人~19人施設で保育している児童が1名の時間帯

…複数配置について、一部例外規定あり(主たる保育時間外のみ)

※子どもの年齢は、クラス年齢(年度の初日の前日を基準日とする)で考えます。

第1 保育に従事する者の数及び資格①（必要保育従事者数）

1(1) 定員6人以上の施設

〈計算例〉

例) 0歳児3人、1,2歳児12人、3歳児10人、4,5歳児15人

0歳児 子ども3人:職員1人 $3 \div 3 = 1$

1,2歳児 子ども6人:職員1人 $12 \div 6 = 2$

3歳児 子ども20人:職員1人 $10 \div 20 = 0.5$

4,5歳児 子ども30人:職員1人 $15 \div 30 = 0.5$

必要保育従事者数は4名

※国の最低基準の人数ですので、子どもが安全に保育できるよう、職員を配置してください。

第1 保育に従事する者の数及び資格②(有資格者)

1(2) 定員6人以上の施設

必要保育従事者の概ね3分の1以上は保育士または
看護師(准看護師でも可)であること。

※必要保育従事者が2名または1名の場合

→1名以上が保育士または看護師である

必要があります。

第1 保育に従事する者の数及び資格②(有資格者)

1(2) 定員6人以上の施設

〈計算例〉

例) 0歳児3人、1,2歳児12人、3歳児10人、4,5歳児15人

必要保育従事者数が4人なので、

$4 \div 3 = 1.3$ (小数点以下を四捨五入) → 1人以上が保育士又は看護師である必要あり。

※保育に従事する者のすべてについて、保育士又は看護師の資格を有していることが望ましい。

※保育士又は看護師の資格を有しない職員については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

※外国人を多く受け入れている施設に関する特例制度あり。(ただし、現時点で横浜市は適用対象外です。)

第1 保育に従事する者の数及び資格③

2(1) 定員5人以下の施設

必要保育従事者数…子どもの年齢に関わらず、

子ども3人→職員1人以上

子ども4人→職員2人以上

子ども5人→職員2人以上

※保育に従事する者のすべてについて、保育士又は
看護師の資格を有していることが望ましい。

有資格者数…1人以上が、以下のいずれかであること。

- ①保育士
- ②看護師(准看護師でも可)
- ③都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修受講修了者(次頁参照)

第1 保育に従事する者の数及び資格③

2(1) 定員5人以下の施設

都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修

- ①子育て支援員研修(地域保育コース) ※横浜市で実施
- ②居宅訪問型保育事業に係る基礎研修 ※横浜市で実施していません
- ③全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現認研修
- ④指定保育士養成施設(大学等)が実施する全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

第1 保育に従事する者の数及び資格

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は
保母、保父等これに紛らわしい名称で
使用してはならないこと。

児童福祉法第18条の23（名称の使用制限）

児童福祉法第62条

ほいくしさん…

保育士の資格を
持っていないのに、
保育士と呼ばせて
しまった…
罰金30万円以下…



第1 保育に従事する者の数及び資格

保母、保父等で、保育士登録をまだ

していない方は、登録をしましょう！

保育士登録の手順（試験合格者・保母等）

- 1 「保育士登録の手引き」を取り寄せる
- 2 手数料（1人あたり4,200円）を振り込む
- 3 申請に必要な書類を用意して、提出
- 4 保育士証が交付される（1～3か月程度）

登録事務処理センター

<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/regi/regi.html>

保母さん…

保育士の
登録を
するのを
忘れて
いた…



第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(=保育室)のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
- (3) 乳児(0歳児)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

区画が不十分な場合も、指摘となります。



第2 保育室等の構造、設備及び面積

3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。
- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。



第3の1 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

※職員全員が設置場所や使用方法を知っていること。

※非常口は、火災等非常時に利用児童の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

※消火器等については、使用期限内であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練(=毎月1回)を実施すること。

※業務継続計画の策定、周知、研修等の実施、見直しに努めること。

※感染症予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

(保育室が(1)2階の場合、(2)3階の場合、(3)4階以上の場合)

【原則】災害避難の観点から、保育室は1階に設けることが望ましい。

※階が上がるにつれ、設備面の基準が厳しくなります。

(1)前半 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

第4 保育室を2階に設ける場合の条件

(1)後半 保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段	} 1以上
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段	

第4 保育室を3階に設ける場合の条件

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

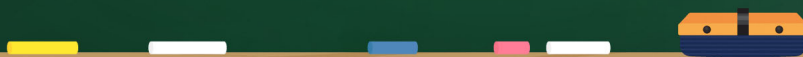
この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

第4(2) 保育室を3階に保育室を設ける場合

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合



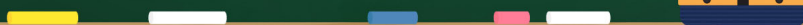
第4(2) 保育室を3階に保育室を設ける場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。



第4 保育室を4階に設ける場合

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

第4(3) 保育室を4階に保育室を設ける場合

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

第4(3) 保育室を4階に保育室を設ける場合

- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

児童への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針を理解することが不可欠であること。

- ・保育所保育指針(H30年3月)
- ・保育所保育指針解説(H30年3月)
こども家庭庁HPに掲載されています。
二次元コードからダウンロードできます。



第5 保育内容（1） 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

第5 保育内容（1） 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

[1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしったりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

第5 保育内容 (1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

[3歳以上児]

・運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動など

→ 個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、一人一人の実態に即して適切に援助している

(3歳児)

・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期である

→ 仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させる

(4歳児)

・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期

→ 児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

第5 保育内容 (1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

[3歳以上児]

(5歳児)

・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期

集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期

→ 保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られる

(6歳児)

・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる

好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる

→ 様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアを生かす

第5 保育内容 (1) 保育の内容

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

横浜市の定期立入調査では、「全体的な計画」「指導計画」「デイリープログラム」「保育日誌」があるか、それらの内容や「戸外遊び」の内容が適切かどうか等を確認します。

第5 保育内容 (1) 保育の内容

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

例) 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居、遊具

※大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

第5 保育内容 (2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

イ 保育所保育指針を理解する機会（研修等）を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。



第5 保育内容 (2) 保育従事者の保育姿勢等

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。

また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと（次スライド参照）。

※よりよい保育のためのチェックリスト参照

（こども青少年局保育・教育運営課発行）
市HP「事故防止と事故対応」5.啓発チラシ に掲載されています。

二次元コードはこちら→



第5 保育内容（2） 保育従事者の保育姿勢等 ウ

【身体的苦痛の例】 ※行ってはいけません。

- ・子どもの腕を強く引っ張る
- ・嫌いな食べ物を無理やり食べさせる
- ・子どもを叩く、殴る

【心理的苦痛の例】 ※行ってはいけません。

- ・トイレがうまくできなかった子どもを叱る
- ・子どもの腕を強く引っ張る
- ・特定の子どもだけひいきをするなどの差別的な関わり
- ・大声や厳しい言動など子どもが委縮するような言動

子どもの主体性を尊重し、自己肯定感をはぐくめるような声掛けや関わりを行うようにしましょう。



二次元コードはこちら→

第5 保育内容（3） 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

(1) 衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

※仕出し弁当の場合も、乳幼児に適した内容である必要があります。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと(自園調理に限る)。

第6 給食

以下ガイドライン等を参考にすること。

- ・「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)
(平成31年11月厚生労働省)
- ・「大量調理施設衛生マニュアル」(平成29年6月16日付生食発0616第1号通知)
- ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省)
- ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」
(世界保健機関/国連食力農業期間共同作成・2007年)

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

例)体温 排便 食事 睡眠 表情 皮膚の異常 機嫌 けが など

※保護者への聞き取りや、報告を行うことが必要です。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び

1年に2回実施すること。

○利用時の健康診断

…直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、
母子健康手帳の写しを提出させることも可。

○定期健康診断(1年に2回)

…直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける
ことも可

第7 健康管理・安全確保

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

※正社員の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者に対しては、健康診断を行う義務があります。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

※調乳者も月1回検便を実施する必要があります。

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務付けられています。

第7 健康管理・安全確保

(6) 感染症への対応

ア 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

(参考)「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省H30年・こども家庭庁R5年一部修正)

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

(参考)「事故防止と事故対応」(別添 横浜市こども青少年局発行)

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

第7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保

ア 安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(厚労省H28年)

第7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

※送迎を目的とする自動車への安全装置設置義務あり。

キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

※定期的な訓練(年1回以上)を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保

ク 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

ケ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

※別冊「事故防止と事故対応」参照

コ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

サ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、

当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。



第8 利用者への情報提供

(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回路に接続して自動公衆送信（子ども・子育て支援情報公表システム（通称「ここdeサーチ」））により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

玄関や、保護者と児童の受け渡しをする部屋の見やすい場所へ、掲示をしてください。

また、同内容をここdeサーチに掲載する必要があります。

（令和6年4月改正）

〔掲示する項目〕 全16項目



第8 利用者への情報提供

(1) [掲 示 す る 項 目] 全 1 6 項 目

- ①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名又は名称 ③施設の管理者の氏名 ④設備の規模及び構造
 - ⑤事業開始年月日 ⑥開所時間 ⑦サービス内容(※) ⑧利用料(※) ⑨乳幼児定員 ⑩職員配置(予定又は実績)
 - ⑪加入している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑫提携医療機関の名称、所在地、提携内容
 - ⑬緊急時における関係機関の連絡先、保護者との連絡方法
 - ⑭非常災害時の関係機関の連絡先、保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法
 - ⑮虐待の防止に関する研修の実施状況、マニュアルの作成
 - ⑯施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
- (※) サービス内容や保護者負担等に変更が生じた場合は、変更点及び変更理由の掲示する必要あり



第8 利用者への情報提供

(1) [掲 示 す る 項 目] 記 入 例

見えにくい時は横浜市HPへ↓

「★参考★サービス内容の掲示・交付書面様式作成例」

(PDF: 178KB)



←二次元コードはこちら



第8 利用者への情報提供

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

【書面等に記載が必要な項目】

- ①設置者氏名・住所又は名称・所在地
- ②サービス提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設名称・所在地 ④施設管理者の氏名・住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育児童に関する保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携医療機関の名称・所在地・提携内容 ⑧苦情担当者氏名・連絡先



利用者とのトラブルを防ぐ！



第8 利用者への情報提供

(2) 契約内容の書面等交付 記載例

見えにくい時は横浜市HPへ↓

「★参考★サービス内容の掲示・交付書面様式作成例」

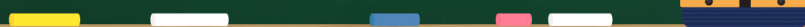
(PDF: 178KB)



←二次元コードはこちら

(様式15)交付書面 記載例

〇〇〇保育園 利用に当たって	
(契約書名) 〇〇〇 様 令和〇年〇月〇日 (設置者名) 〇〇〇 当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。	
○ 保育内容・料金 利用内容 〇〇〇(〇〇)の月〇回、〇歳(〇月)児 利用時間 月曜日から金曜日 午前8時～午後5時 利用場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入学金 〇〇〇〇〇円 料 金 〇〇〇〇〇円(〇〇〇〇〇円)	○ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額 当施設では、以下のとおり保険に加入しています。
○ 提携する医療機関・所在地・提携内容 当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に病倒了りした場合に診療いたします。また、月曜保育のお子さまに対しては、△△△病院の夜間による卒〇回の定期健康診断を実施いたします。 【提携機関】 △△△病院 【所在地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 1-10-20	○ その他の条件等 利用に当たっては、別紙の「〇〇〇保育園利用規約」記載事項を遵守してください。また、当施設長の保育方針とご意見を伺います。ご意見の受け付けは下記のとおりです。 (担当者氏名) 〇〇〇 (職名: 主任保育士) (所在地) 〇〇〇 〇〇〇 (受付時間) 午前8時～午後5時
○ 施設の種類 〇〇〇〇〇〇〇 ○ 設置者・住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○ 施設長・住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	○ 施設の種類・所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○ 設置者・住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○ 施設長・住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 当施設は児童福祉法第58条に基づき設置経路への設置届出を義務付けられた施設として、同法第59条の2に基づき設置経路への設置届出を義務付けられた施設です。 【設置届出先: 〇〇区 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇45 【電話番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇45-671-3564



第8 利用者への情報提供

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと（児童福祉法第59条の2の3）。



第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

〔職員に関する帳簿〕

- ・職員氏名
- ・連絡先
- ・資格を証明する書類（写）
- ・採用年月日等

〔職員に関する帳簿（労働基準法上の必要書類）〕

- ・労働者名簿（107条）
- ・賃金台帳（108条）
- ・雇入、解雇、災害補償 賃金その他労働関係書類（109条）

!!5年間保存が必要（労働基準法109条）!!

第9 備える帳簿等

保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

〔児童に関する帳簿〕

- ・氏名
- ・保護者氏名
- ・生年月日
- ・健康状態
- ・保護者連絡先
- ・乳幼児の在籍記録
- ・契約内容等が確認できる書類

認可外保育施設…自治体の認可を受けていない保育施設の総称

種別	定義
【施設型】	居宅訪問型以外の認可外保育施設 (一般、事業所内、ベビーホテルの3種類に分類される)
一般認可外保育施設	施設型で、事業所内保育施設、ベビーホテル以外の施設
事業所内保育施設 (企業主導型保育事業含む)	病院内、介護施設内、その他企業内で、従業員の子ども等を保育する施設 ※認可の事業所内保育事業とは異なります。
ベビーホテル	施設型で、常時次のいずれかを満たす施設 ・午後8時以降保育を行う施設 ・宿泊を伴う保育 ・利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上の施設
【居宅訪問型】	利用者の居宅へ訪問し、保育を行う認可外保育施設

【参考】認可外保育施設の種別について